



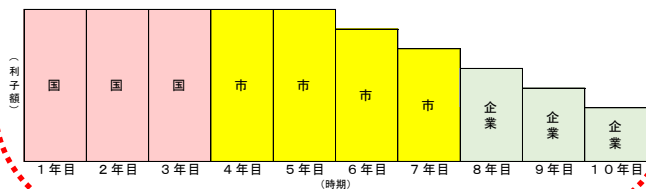
新型コロナウイルス感染症対策資金 【全国统一枠】【県独自枠】を活用した際の 利子を補給します！

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金の概要

新型コロナウイルス感染症 対策資金【全国统一枠】

融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内(うち据置5年間)
保証料補助率	国が定める率
利率	国が定める率
融資取扱期間	令和2年5月1日 ～令和3年1月31日

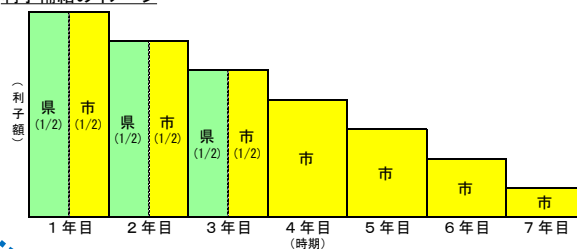
利子補給のイメージ



新型コロナウイルス感染症 対策資金【県独自枠】

融資限度額	5,000万円 ※全国统一枠と合わせて5,000万円まで
融資期間	7年以内(うち据置1年間)
保証料補助率	県が定める率
利率	県が定める率
融資取扱期間	令和2年4月6日 ～令和3年3月31日

利子補給のイメージ



東温市が融資の際に必要な利率を補給します！

- ・**年利1%(全額)**を**7年以内**、**5,000万円**まで補給！
- ・1月から12月までに支払った利子分を翌年**キャッシュバック**します！
- ・令和2年5月18日から令和3年1月31日までに借入したものが対象

【注意事項】

- ・令和2年12月31日までに保証申込を受付したものに限りです
- ・他の利子補給制度も適用する場合は、その額を除いた額の補給となります
- ・国や県が実施する利子補給とは運用が異なります

対象者となる事業者

- ①新型コロナウイルス感染症対策資金の融資を受けている中小零細企業であること
- ②市税の滞納がないこと
- ③暴力団員等でないこと

① 融資を受けたら、融資実行に係る届出を行ってください

・利子補給の対象となる融資を金融機関から受けた後、下記の書類を東温市に提出してください。

提出書類

- ①東温市新型コロナウイルス感染症対策資金融資実行届出書
- ②償還予定明細表(各金融機関発行の任意様式で可)

② 毎年1月末までに交付申請書を提出してください

・毎年1月から12月までに支払った利子額について、翌年1月末日までに下記の書類を東温市に提出してください。

提出書類

- ①東温市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金交付申請書
- ②新型コロナウイルス感染症対策資金に係る利子支払証明書
- ③市税等の納付状況確認承諾 又は 未納がない証明(市役所税務課発行)
- ④償還予定表(各金融機関発行の任意様式で可)

東温市から交付決定通知書が届きます

・申請内容が適当と認められるときは、利子補給決定通知書を送付します。

③ 決定通知が届いたら、交付請求書を提出してください

・利子補給決定通知書が届いたら、速やかに下記の書類を東温市に提出してください。

提出書類

- ①東温市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金請求書

東温市から利子額が振り込まれます

・請求内容が適当と認められるときは、申請者に利子補給額を支払います。

申請書等様式は市ホームページからダウンロードしてください

東温市HP⇒組織で探す⇒産業建設部⇒創業創出課⇒新型コロナウイルス感染症対策資金に係る利子を補給します

お問い合わせ先(提出先)

〒791-0292 東温市見奈良530番地1 東温市役所 産業創出課

☎089-964-4414

